



特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和7年 1月23日(木)
(2025年)

No. 16307 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆包袋外の事情による技術的範囲の限定解釈の可否(上)(1)

包袋外の事情による技術的範囲の 限定解釈の可否(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・弁理士 奈良 大地

第1. はじめに(特許発明の技術的範囲に関する大前提)

1. 特許法第70条第1項・第2項について

特許法第70条第1項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」と定めており、同条第2項は、「前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請

求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」と定めている。

上記のとおり、特許発明の技術的範囲を定めるにあたって、「願書に添付した」書類を参照すべきことには、何らの疑いもない。

2. 審査経過の参酌(包袋禁反言)について

裁判実務上、特許発明の技術的範囲を定め、又



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
www.giplaw-osaka.co.jp mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進
弁理士 本田 恵
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝※
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子
中国弁理士 鄭 徳虎
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※

弁理士 福山 正寿
弁理士 石川 貴之
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 長谷 真司
弁理士 岡崎 信治
韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

弁理士 合路 裕介※
弁理士 金田 祥子
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

(日本弁理士ABC順)

※米国/バテント・エージェント試験合格者(未登録)